

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金 (三重県版経営向上計画連携型：第3回目)のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う環境の変化に起因して、業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が、今回の難局を乗り越えるため、販路開拓や生産性向上などをめざして経営計画を策定し、実現に向けて取り組むことを支援します。(第3回目の実施が、最後の予定です。)

当事業は、「命」と「経済」の両立をめざす「みえモデル」に位置付ける事業として、三重県の財源に基づいて、公益財団法人三重県産業支援センターが事業実施するものです。

補助上限額：100万円(ステップ3)・50万円(ステップ2)

受付期間：令和2年8月17日(月)～8月28日(金)消印有効

郵送のみ(新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による提出はお断りします)

先着順ではありません。審査のうえ、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

1 補助対象となる企業は？

次の、をみたく三重県内の中小企業・小規模企業

三重県版経営向上計画(*)のステップ2又はステップ3の認定を受けている事業者

(補助金の交付申請日において、三重県版経営向上計画の認定申請が行われている事業者を含む)

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降における最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少している事業者

*三重県内中小企業・小規模企業が、発展段階に応じて経営課題の抽出や、課題解決のための実施計画、収支計画などを策定し、知事が認定するものです。

(注1)本補助金(第1回目・第2回目)及び令和2年5月に公募された同補助金(感染防止対策型)の採択事業者は、申請できません。(不採択事業者は、再申請可。)

(注2)本補助金と同時に募集している、同補助金(飲食店向け感染防止対策型)との重複申請はできません。

2 補助対象となる事業は？

認定を受けた三重県版経営向上計画に基づく販路開拓や生産性の向上、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立などに向けて実施する事業取組が対象です。

- (例)・飲食店のデリバリーやテイクアウト導入にかかる広告やネット販売システムの導入
- ・テレワークやオンライン会議など働き方の新しいスタイルを導入するための機器購入
 - ・回復期に向けた新商品開発、従業員のスキルアップ、Wi-Fi整備、キャッシュレス導入
 - ・感染予防対策として取り組む店舗改修やレイアウト変更、換気対策

3 補助対象の範囲は？

補助対象は、支援対象となる事業に必要な次の経費です(ただし、事業に要する必要最小限の経費とします。また、人件費・旅費・消耗品などは対象外です。)

広報費 展示会等出展費 開発費 感染防止対策費 印刷製本費 雑役務費
借料 機械装置等費 備品購入費 外注費 その他特に必要と認められた経費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

4 補助額は？

補助金額は、三重県版経営向上計画のステップ2認定企業は上限 50 万円、ステップ3認定企業は上限 100 万円です。(補助率 10/10)

上記限度額の範囲で、補助対象となる経費の全額を補助します。事業費が上限 50 万円(または 100 万円)を超えた場合は、50 万円(または 100 万円)が上限となります。

5 応募に必要な書類は？

交付要領でご確認ください。なお、交付申請書等の様式は、三重県産業支援センターのホームページ(URL : <http://www.miesc.or.jp/>) からダウンロードしてください。

三重県版経営向上計画を作成する必要があるか？

すでに三重県版経営向上計画の認定を受けている場合は、新たに作成する必要はありません。

(50 万円を超える補助額を申請する場合は、ステップ3の認定が必要です。)

第1回目・第2回目に公募した補助金において、三重県版経営向上計画を作成し申請が済んでいる場合は、新たに申請書を提出する必要はありません。

上記 に該当しない場合は、今回、三重県版経営向上計画を申請する必要があります。

6 申請書の提出方法は？

- ・提出先 公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課
(〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 合同ビル5階)
- ・提出方法 郵送のみ(8月28日(金)消印有効です)
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出はお断りします。

7 事業の採択基準は？

下記の審査項目に基づき、第三者委員で構成する委員会による審査を行います。

- (1) 必要性...新型コロナウイルスの影響など、対応すべき課題が生じているか。(売上高の減少率も加味)
- (2) 目的性...新型コロナウイルスの影響を踏まえ、経営向上を図るために適切な取組みであるか。
- (3) 実現可能性...事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- (4) 有効性...投資効果がどれだけ見込めるか。経営全体への影響の大きさ、費用対効果はどうか。
- (5) 合理性...事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

審査は、提出書類をもって行います。

事業内容や経費の変更がある場合は、変更交付申請が必要です。

【注意事項】

当該事業の詳細は、交付要領及び募集案内をご確認ください。

補助事業は、補助金の交付が決定した後に事業着手してください。

補助金の採択事業者が令和3年2月末までに三重県版経営向上計画の認定を受けていない場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。

採択事業者の結果について支援商工団体へ情報提供することがありますので、ご注意ください。

補助金の支払いについては、必要に応じて概算払を認めます。

三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に準じ、法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない(補助金交付申請時)又は交付決定の取消(交付決定後)など、適切な措置が講じられます。

申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

支払いも含め、令和3年2月15日(月)までに事業を全て終わらせてください。

【応募及び問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課
(〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 合同ビル5階)
電話：059-253-4355 F A X：059-228-3800